北海道介護現場業務改善推進会議開催要領（改正案）

（目的）

第１条　全国を上回る速度で、高齢化が進展し、生産年齢人口の減少が本格化する本道において、介護ニーズに対応した必要な介護サービスの提供体制を確保していくため、北海道介護現場業務改善推進会議（以下、「会議」という。）を開催し、官民一体となって介護事業所における業務改善の取組を推進する。

（所管事項）

第２条　会議においては次の事項を所掌する。

(1)　道内介護事業所における介護ロボット・ICTの活用などの推進に関する事項。

(2)　その他、介護事業所における業務改善の取組に資する事項。

（構成員等）

第３条　会議は、別表に掲げる関係機関・団体等を構成し、当該関係機関・団体から推薦のあった者を構成員とする。

２ 会議に構成員の互選により座長及び副座長を置く。

（運営）

第４条　会議は、必要の都度、保健福祉部少子高齢化対策監が招集する。

２ 会議は座長が主宰する。

３ 　座長に事故があるとき又は座長が不在若しくは欠けるときは、副座長がその職務を代

行する。

４　 会議は必要に応じ構成員以外の者を出席させて、その意見を求めることができる。

（部会の設置）

第５条　本会議には、必要に応じて、部会を設置することができる。

２　 部会の目的及び構成員等については、別に定めるものとする。

（庶務）

第６条　会議の庶務は、北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課において行う。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　分 | 団体名称 |
| 福祉団体 | 北海道老人福祉施設協議会 |
| 一般社団法人　北海道老人保健施設協議会 |
| 北海道ホームヘルプサービス協議会 |
| 北海道デイサービスセンター協議会 |
| 公益社団法人　日本認知症グループホーム協会北海道支部 |
| 一般社団法人　北海道認知症グループホーム協会 |
| 北海道社会福祉法人経営者協議会 |
| 北海道介護ロボット普及推進センター （受託者　北海道社会福祉協議会・㈱マルベリー） |
| 社会福祉法人　北海道社会福祉協議会 |
| 公益社団法人　北海道作業療法士会 |
| 公益社団法人　北海道理学療法士会 |
| 学識経験者 | 北星学園大学 |
| 民間企業 | 一般社団法人　北海道ヘルスケア・ロボット協会 |